

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◆ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センターの指定(職業安定課)

土地改良区の役員が就退任(農村整備課)

土地改良区の役員が退任(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良事業の換地計画の適否の決定(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

◆ 選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

政治団体の解散の届出

特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨

◆ 教委告示

定例教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第八百八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社たんぼ原徳	デリメイク皆生店	米子市上福原一六〇〇一外

鳥取県告示第八百九号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十六条の規定に基づき、平成二年十月一日付で次の者を同法第四十七条第一項に規定する業務を行う者として指定したので、同法第四十八条において準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 名称 社団法人米子広域シルバー人材センター
- 二 住所 米子市久米町四〇
- 三 事務所の所在地 米子市久米町四〇
- 四 指定に係る地域 米子市及び西伯郡日吉津村

鳥取県告示第八百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	米田 篤正	倉吉市富海六八九
"	林 明	" 七三〇
"	仲村 辰夫	" 六九四
"	藤田 時男	" 三九
"	金田 収	" 六二九
監事	和泉 至計	倉吉市富海七二五
"	前田 武之丞	" 五八六

平成二年七月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	米田 篤正	倉吉市富海六八九
"	林 明	" 七三〇
"	仲村 辰夫	" 六九四
"	藤川 嘉昭	" 二五四
"	金田 収	" 六二九
監事	山崎 重利	倉吉市富海四七四
"	山崎 巖	" 五〇四

平成二年八月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第八百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	大前 勉	西伯郡西伯町大字絹屋二二二
----	------	---------------

平成二年九月三日退任

鳥取県告示第八百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井下原 積 日野郡日南町萩原二二七

平成二年九月二十一日退任

鳥取県告示第八百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第八百十四号

船岡町が行う土地改良事業に係る新庄地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場及び河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

泊村

二 事業の種類

「グラウンドゴルフのふる里」むら整備事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡泊村大字泊字甲亀山、字二ノ甲亀山、字後島、字千穂ヶ平、字稲坂、字尾原田、字間瑞及び字御崎殿並びに大字石脇字甲亀山、字二ノ甲亀山、字北畑及び字上ノ山地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

泊村役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
小川武市後援会	小谷 清和	川下 貞夫	岩美郡福部村大字海士六四九一三	平成二年七月十八日	その他政治団体
福岡しげふみ後援会	伊藤 達也	福岡 明文	西伯郡会見町天萬六一六	平成二年七月十九日	
東風会	安田 光昭	宇田川 潔	米子市西福原八六二一四	平成二年七月二十日	
森木信幸後援会	露木 忠治	森下 清治	八頭郡家町大字久能寺六九四一四	平成二年七月三十日	

豊後県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第十二条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二年十月九日

豊後県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支部

期日 昭和63年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 自由民主党関金町支部

支部

報告年月日 平成2年3月31日

1 収入・支出の総額	390,291円
ア 前年繰越額	340,291円
イ 本年収入額	50,000円
(2) 支出総額	51,214円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
その他の収入	50,000円
10万円未満の収入	50,000円
合 計	50,000円

(2) 支出の内訳

經常経費	1,214円
事務所費	
政治活動費	
組織活動費	50,000円
合 計	51,214円
政治団体の名称 自由民主党倉吉市明倫支部	
報告年月日 平成2年7月2日	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	64,400円
ア 前年繰越額	14,400円

イ 本年収入額	50,000円
(2) 支出総額	64,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
その他の収入	
10万円未満の収入	50,000円
合 計	50,000円

◎その他の政治団体

期日 昭和63年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 東風会

報告年月日 平成2年7月20日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	210,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	210,000円
(2) 支出総額	210,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費(32人)	160,000円
寄附(内訳別掲)	
個人からの寄附	50,000円
合 計	210,000円

〔寄附の内訳〕

(2) 支出の内訳	
經常経費	
備品・消耗品費	4,400円
政治活動費	
組織活動費	60,000円
合 計	64,400円

個人からの寄附

(2) 支出の内訳	
その他	50,000円
經常経費	
人件費	30,000円
光熱水費	6,500円
備品・消耗品費	5,000円
事務所費	4,000円
小 計	45,500円
政治活動費	
組織活動費	154,500円
その他の経費	10,000円
小 計	164,500円
合 計	210,000円

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支部

政治団体の名称 **自由民主戦倉吉市
明倫支部**

報告年月日 平成2年7月2日

(平成2年6月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

◎その他の政治団体

政治団体の名称 **原発いらない人々**

報告年月日 平成2年7月11日

(平成2年7月11日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 **中小企業懇談会**

報告年月日 平成2年7月20日

(平成2年6月25日解散)

収入・支出の総額

1 収入・支出の総額 386,859円

(1) 収入総額 7 前年繰越額 385,982円

1 本年収入額 877円

(2) 支出総額 386,859円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入 877円

合 計 877円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 10,000円

寄附・交付金 376,859円

小 計 386,859円

合 計 386,859円

政治団体の名称 **東風会**

報告年月日 平成2年7月20日

(平成2年6月30日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 99,696円

7 前年繰越額 99,444円

1 本年収入額 252円

(2) 支出総額 99,696円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入 252円

合 計 252円

(2) 支出の内訳

経帯経費

事務所費 19,246円

政治活動費

その他の経費 80,450円

合 計 99,696円

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党倉吉市明倫支部	松井 繁一	松井 繁一	倉吉市広瀬町二〇一五―二	平成二年七月二日支部	政党の
原発いらない人々	岸本 美鈴	廣岩 栄一	八頭郡用瀬町大字安蔵九九一	平成二年七月十一日	その他
中小企業懇談会	桑村 治雄	和田 隆	米子市四日市町八九	平成二年七月二十日	
東風会	安田 光昭	宇田川 潔	米子市西福原八六二―四	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

保有金の収支報告書の要旨

◎期間 昭和63年1月1日～同年12月31日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年十月九日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成二年十月十五日（月）午後二時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

特定公職の候補者の氏名	山脇敏正	特定公職の候補者の氏名	奥山善雄
公職の種類	県議会議員（現職）	公職の種類	県議会議員（現職）
報告年月日	平成2年3月31日	報告年月日	平成2年6月12日
保有金の収入・支出の総額		保有金の収入・支出の総額	
1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円